第 69 回国際経済協力セミナー

WTO におけるモニタリング・メカニズムと途上国支援

早藤昌浩氏
WTO　貿易政策検討部参事官（アジア大洋州担当）

文責：永井哲平
草案作成：安西義英、　田中穂、　織田創、　横山英慈、　宮原悠

今回、世界貿易機関（WTO）貿易政策検討部から早藤昌浩参事官にお越しいただき「WTO におけるモニタリング・メカニズムと途上国支援」というテーマで講演していただいた。講演は WTO を中心とした世界経済の話題から始まり、世界のボーダーレス化の現状、国際機関の構造上の問題、WTO 等国際機関で働くために必要なことというように展開された。早藤氏は、1985 年ブラウン大学で数理経済学の学士号を取得され、1994 年オックスフォード大学で経済史の修士号を取得。1986 年当時の通商産業省に入省され、様々な部署に勤められた後、1996 年より WTO 貿易政策検討部貿易政策分析官となり、現在 WTO 貿易政策検討部参事官（アジア・大洋州担当）として活躍されている。

WTO の役割

貿易の場をより自由かつルールに基づくものにするために、貿易に関する基本的なルールを策定する役割が WTO にはある。これを国家に例えるならば、立法にあたる役割である。貿易は先進国・発展途上国に関わらず、国益に大きく関係している重要なものである。しかし、世界は主権国家が集まってできているので、ルールがなければ各々の国が自国の利益だけを追求するような行動を起こしてしまう。これを防ぎ、貿易環境をより自由なものとするためのルールを策定し、平等な条件なもと自由に貿易をできる状況を整えることで活発な貿易が行われるようになる。こうしたルールを決めた後、そのルールを世界各国に適用させていくために、数々の作業を行う。ここでは、モニタリング、貿易政策レビュー、キャパシティ・ビルディングの 3 つの作業について具体的に説明する。

1. モニタリング

英単語 monitoring の意味は監視、観察。WTO では、策定されたルールが実際に世界各国で適用されているかを確認する作業のことであり、WTO は加盟国それぞれに定期的な監視報告を行う。これにより、各国がどのような方法で、貿易を行っているのかを明確にすることができる。このようなモニタリングによって WTO の理念である貿易の自由化にとって望ましくない展開、つまり各国の保護貿易化への動きを阻止することが可能となる。

2. 貿易政策レビュー

WTO によって行われる各国の貿易政策の透明性確保の作業のこと。毎年約 20 カ国・地域の貿易政策について報告書がまとめられ、会議が開催され、質疑応答を経て透明性確保に貢献する。1989 年より GATT 時代にも実施されており、ウルグアイ・ラウンドの成果の一つとして WTO においても実施されている。

3. キャパシティ・ビルディング

人々、組織、社会全体が自助能力を高められるよう、その能力を引き出し、強化し、維持するためのプロセスのこと。具体的には、発展途上国における貿易を行う力の養成を手助けする援助のことを指す。経済のグローバル化が進んだ現代で、これからの世界経済の発展を担うのは発展途上国である。しかし、途上国が WTO の策定したルールに従い、世界経済に進出していく過程には様々な困難や弊害が存在する。そのため、先進国が途上国の貿易能力を向上させるためのサポート（協定についてのセミナーの開催、産業育成・中小企業人材育成としての研修員の受け入れや専門家の派遣等の技術支援・インフラ開発など）を行う必要がある。

貿易に関する紛争を解決する機能

国家間の紛争解決については、GATT 時代のコンセンサス方式によるパネル(案件を審理する小委員会)の設置が遅れ、敗訴国がパネル報告(小委員会が下す判決の決定)の採択が妨害するなどの貿易紛争解決状の弊害が生じたことを踏まえて、WTO では以下の 3 点が新しく制度として導入された。

1：パネル手続きの迅速化及び自動化

パネル設置や報告の採択等において、逆コンセンサス方式を導入したことで、全会一致で反対されない限り、採択が自動的に決定される。また、各手続きの段階ごとに時間的枠組みを定めることで、手続きの延長をなくす。

2：二審制の導入

パネル報告に不服がある場合は、上級委員会に上訴することができる。しかし、上級委員会での決定には関係国に対する完全なる拘束力はない。

3：一方的制裁措置の禁止

WTO 協定に基づく紛争解決手続を踏まえない一方的な制裁措置を行うことを禁じた。例：アメリカによる通商法 301 条

最後に WTO に代表される国際機関において求められる人材とその能力、キャリアについてのお話しを伺った。最初に WTO において必要とされる語学力についてだが、英語はもちろんのこと WTO において公用語として採用されているスペイン語・フランス語の運用能力を持ち合わせている事が望ましいとの事だ。特に世界貿易の旗振り役を果たす WTO においては中南米諸国において公用語として採用される事の多いスペイン語が使用される機会が少なくないようだ。また、英語に関しては TOEIC〇〇点と言った次元の目標ではなく、正確な作業に必要な完璧な英語の必要性を訴えていた。具体的には正確な文法知識と、業務に必要な語彙の習得だ。そのような目的の達成のために早藤氏は、ジョイスやモームといった文豪が書いた教養のある文章を多読することが有効な手段の一つだとおっしゃっていた。また当然のことであるが WTO の職員として求められる能力は語学力以外にも専門分野への多大な知識が要求されるようである。加えて、氏が強調されたことはあらゆる分野における「開かれた心」といったものであった。次に WTO といった国際機関において求められるキャリアについてであるが、通常少なくとも修士号が必要されるようである。実際に早藤氏はオックスフォード大学で修士号を取得されている。また宇野先生も述べられていたように、大学院に入る前に 3 年間ほど職務に関連する

企業で働いておくことも、その後の職務遂行の面から有効な選択肢の一つと考えられるそうだ。

質疑応答

Q. WTO に加盟している国は国連の参加国数よりも少ないということだが、WTO に加盟しなくとも大丈夫なのか。

A. WTO に加盟しないこと自体はその国の選択であるが、WTO の枠組みにおける権利や利益を享受できない可能性があり、それをどう評価されるかによるのだろう。

Q. WTO の会議に参加できない国はどうなるのか。

A. WTO の作業プログラムに参加することが可能となるようさまざまな支援をしてきている。他方、参加できない国もそれぞれ外交を通してほかの国に意見を代弁してもらうなどの働きかけをしている。

Q. 現在様々な経済圏の話し合い（地域統合）が進められているがそれらの経済圏の会議に WTO が与える影響はいかほどのものであるか。

A. WTO 加盟国間の地域統合であれば、WTO 協定の枠組みを参照しつつ形成されるものと理解している。

Q. 専門の学位を取ろうと決意するのはいつまでに決めなければならないか。

A. 早ければ早いほど何事もよいが、二十代から三十代前半のうちなら十分である。社会に出て働いたのちに大学院に入るというものでもよいだろう。

Q. 国際会議における発言にその発言者の能力によって違いが出たりするのか。

A. 基本は国や地域の代表としての発言なので発言者による違いはあまり出ないことが多いと考えられるが、国際機関での議長やそのほかの役職に関してはその人の人柄や能力が評価され影響を与える場合が多いと思う。

Q. 英語の運用能力が重要であるというが、英語は現在多くの国で話されている。どのような英語を学ぶべきか。

A. 教養のある人々の使う英語を学べばよい。